

令和 7 年 9 月

令和 8 年度当初予算編成 に対する重要政策提言



兵庫県議会自由民主党議員団

令和7年9月5日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県議会自由民主党議員団

幹事長 谷口俊介

政務調査会長 吉岡たけし

令和8年度当初予算編成に対する重要政策提言

今この昭和100年、戦後80年という時代にあつては、社会の構成者の変容や情報技術の発展に伴い、社会はこれまでにない速度で変化し、兵庫県が直面する社会課題・地域課題も日々姿を変え複雑多様化しています。語らずとも分かり合える均質的な社会から多文化共生社会を迎え、これまで尊重されてきた不文律の明文化・法制化が必要となる場面も現れてきました。「望ましい社会の姿」を改めて考えるとき、先の6月定例会において我が会派から議会の総意を得て外国人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備等を国に求めたように、県民の生活・安心を守るという観点をしっかりと持つことが、多様性・包摂性を尊重するためにこそ必要です。

我々は誰一人取り残さない「社会的包摂」を旨とし、地域創生の加速、教育・子育て支援の充実、防災・減災体制とインフラ基盤の強化、産業基盤の再構築、医療福祉の持続可能性確保、環境創造型農業の普及、脱炭素と環境調和型社会の実現など、幅広い分野において県民に責任を持って取り組んでいかなければなりません。とりわけ、阪神・淡路大震災から30年、北但大震災から100年を経た本年、改めて命と暮らしを守る政策の検証と発展が求められます。

本県の課題解決には、兵庫五国それぞれの特色や地域資源を尊重し、強めていくことが不可欠です。我が兵庫県議会自由民主党議員団は、五国すべての地域から選出され、県下の事情に広く精通していることが強みです。二代表制の下、県政運営の一翼を担う議会の最大会派として、県民の負託に応えるべく、特に重要な政策と位置づけた最重点提言項目5項目をはじめ、各分野において重要と位置づけた計47項目を提言いたします。

知事におかれては、令和8年度当初予算編成に当たり、責任政党である自由民主党議員団のこれらの提言を最大限に取り入れ、「ふるさとの力を未来へ繋ぐ、進化する五国」の実現を目指して県政を推し進めていかれるよう、強く申し入れます。

兵庫県議会自由民主党議員団 執行部及び各部会構成員

(執 行 部)

幹 事 長： 谷 口 俊 介

政務調査会長： 吉 岡 たけし

副 幹 事 長： 奥 谷 謙 一

副 会 長： 橘 秀太郎

同 上： 松 本 裕 一

同 上： 白 井 かずや

同 上： 伊 藤 栄 介

部 会 名	正 副 部 会 長	政 策 委 員
総 務 部 会	部 会 長： 浜 田 知 昭 副部会長： 風 早 ひさお	松 井 重 樹 北 浜 みどり 大 前 はるよ 北 川 泰 寿 山 本 敏 信
健康福祉部会	部 会 長： 北 野 実 副部会長： 前 井 ま き	松 井 重 樹 伊 藤 傑 原 テツアキ 長 岡 壯 壽 石 川 憲 幸
産業労働部会	部 会 長： 北 口 寛 人 副部会長： 松 本 裕 一	太田 やすふみ 大 豊 康 臣 大 前 はるよ 内 藤 兵 衛 藤 田 孝 夫
農政環境部会	部 会 長： 村 岡 真夕子 副部会長： 長 瀬 たけし	大 豊 康 臣 水 田 裕一郎 原 テツアキ 松 本 隆 弘 藤 田 孝 夫
建 設 部 会	部 会 長： 岡 つよし 副部会長： 富 山 恵 二	水 田 裕一郎 内 藤 兵 衛 北 川 泰 寿 石 川 憲 幸 山 本 敏 信
文 教 部 会	部 会 長： 藤 本 百 男 副部会長： 大 上 和 則	太田 やすふみ 山 口 晋 平 伊 藤 傑 北 浜 みどり 黒 川 治
警 察 部 会	部 会 長： 戸井田 ゆうすけ 副部会長： 伊 藤 栄 介	山 口 晋 平 松 本 隆 弘 長 岡 壯 壽 黒 川 治

■ 最重点提言項目

I 伝統の尊重とともに未来を切り拓く政策の推進

経済活動の活性化、社会保障機能や総合安全保障に寄与するため、「未来への投資」として、こども・若者・子育て政策を強化し、結婚・妊娠・子育て・教育・仕事まで、切れ目ない支援を展開すること。

また、若者支援とともに兵庫県で働く人材の確保や県内就職・定着を図るため、奨学金返済支援制度の多角的な成果検証と更なる拡充を推進すること。さらに、ものづくり県としての強みを生かし、地場産業や重工業だけでなく航空産業やロボット産業、水素関連産業等の次世代成長産業への支援を強化すること。

II 安心安全な県土づくりの実施

頻発化・激甚化する自然災害に際して、防災先進県として「県民の命を一人も失わせない」という決意のもと、県民の生命や財産、経済・生活を守り、支えることができるよう、社会資本整備や生活インフラの機能充実、事前防災・減災・縮災対策を推進するとともに、防災庁の地域拠点誘致に向けて国に強く働きかけること。

また、匿名・流動型犯罪グループへの対策や特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺、サイバー攻撃等の犯罪抑止などの治安対策の強化を図ること。

III 力強い兵庫経済の推進

不安定な国際経済情勢や円安、更に米国の関税政策の影響を受けた地域経済・雇用を守るため、SDGs 等の時代潮流や国際化した神戸空港の今後の展望、アフター万博の道筋等などを見据え、農林水産業・観光・教育・環境等の分野を牽引役に、兵庫の産業の元気と県民生活の豊かさの創出を着実に実現すること。併せて、ベイエリアの活性化等により、交流人口・関係人口の新たな還流を作り出し、人・モノ・情報・投資を本県に呼び込み、県内に行き届かせること。

IV 多様性と包摂性のある兵庫五国の持続的発展

兵庫五国の各地域が持つブランドやポテンシャル、新しい観点から再発見される魅力を発信するとともに、シビックプライドを醸成し、一人ひとりが愛着を持って主体的に参画する地域づくりを進めること。

また、持続可能な地域公共交通や教育機関・医療機関・行政サービス等への快適なアクセスを含め、後世に「ふるさと兵庫」を継承していくための方策や取組について調査・研究を行い、多様性と包摂性のある兵庫五国の持続的発展を実現すること。

V 一人ひとりが尊重される社会の構築

全ての世代で誰もが取り残されることなく、性別・障害の有無や国籍等を問わず安心して暮らせる社会、誰もが担い手として参加し、一人ひとりが調和をもって活躍できる社会の構築を推進すること。他方で、伝統的な美德や価値観を尊重し、「多様性」に名を借りた身勝手な主張や振る舞いにより県民が不安を感じることをないよう留意すること。

令和 8 年度当初予算編成に対する重要政策提言項目

(計 4 7 項目)

総務部会 (7 項目)

1	新たな地域創生の実現～持続可能な地域づくり～	7
2	県政改革の着実な推進	8
3	地方分権改革の推進	8
4	安心・安全な県民生活の確保	8
5	男女共同参画計画の着実な推進	9
6	青少年の健全育成の推進	9
7	人権啓発施策の推進	9

健康福祉部会 (9 項目)

1	安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる支援の充実	10
2	虐待・DV防止対策の推進・強化	10
3	社会的養護の充実	11
4	社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上	11
5	医療確保と健康づくりの推進	12
6	がん対策の推進	14
7	障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進	14
8	県立病院の構造改革	15
9	生活衛生の推進	15

産業労働部会 (6 項目)

1	新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環の推進	16
2	地域を支える産業・地場産業等の振興	16
3	成長産業の創出・育成	16
4	産業人材の確保・育成	17
5	兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大	17
6	国際経済活動の展開	18

農政環境部会 (8 項目)

1	基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開	19
2	需要に応える農業の競争力強化と持続的発展	19
3	持続可能な畜産の確立と酪農経営の安定化	22
4	木材の有効利用と森林の保全・再生	22
5	豊かな海の再生と水産業・浜の活性化	23
6	新たな価値創出による需要の開拓	23
7	脱炭素の推進と持続可能な自然循環型社会の構築	24
8	人と動植物の共生と豊かな自然の保全	25

建設部会（ 6 項目 ）

1	自然災害に備える強靱な県土の構築【備える】	26
2	日常生活や交流を支える社会基盤の充実【支える】	26
3	持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成【つなぐ】	26
4	社会の変化に対応した取組の推進	27
5	地域創生に資するまちづくり	27
6	地域活力を創造する企業庁の新たな取組	28

文教部会（ 5 項目 ）

1	ふるさと兵庫の未来を支える人材の育成	29
2	「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成	29
3	予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	30
4	すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築	31
5	安心・安全で質の高い学びを実現する教育・職場環境の整備・充実	32

警察部会（ 6 項目 ）

1	県民の安全を守る力強い警察活動の展開	33
2	警察組織基盤の充実・強化	34
3	交通事故防止対策の総合的な推進	34
4	県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進	35
5	青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進	35
6	サイバーセキュリティ対策の推進	35

☆ 1 新たな地域創生の実現 ～持続可能な地域づくり～

(1) **地域コミュニティ機能の再構築と地域防災・福祉の充実**

人口減少・少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化に対応するため、地域の多様な主体が参画の持続可能な地域運営体制を再構築すること。また、地域防災力の強化、地域福祉の充実、地域活動拠点の整備・活用を図り、県民が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めること。

(2) **県民に必要な情報発信の強化**

県民生活に直結する情報発信体制を強化し、県民が必要な情報に確実にアクセスできる環境整備を進めること。特に、デジタルツール・SNSの活用、わかりやすいデザインによる発信を行い、県民サービス向上を目指すこと。

(3) **芸術・スポーツによる地域活性化と地域経済循環の創出**

県内の文化・芸術・スポーツ資源を活用した地域活性化を図り、地域住民の交流機会を増やし、地域経済の循環を促進すること。

地域スポーツの環境整備の一環として、中学校部活動の地域移行については、従来のスポーツ協会やスポーツクラブ 21 などの協力も得て、兵庫県スポーツコミッションが中心となり全県的な支援体制を構築すること。また、指導者不足解消と質の高い活動機会の確保に向け、地域のスポーツ指導者バンクの設置・運用や指導者研修の実施などに取り組む市町等を県が積極的に支援し、地域スポーツの持続可能な運営体制づくりに取り組むこと。

(4) **地域課題解決のための手段としての AI・DX の更なる活用**

地域社会の課題を解決する大きな力となり得る DX を進め、地域公共交通、福祉、防災、観光、産業振興、行政サービスなどの分野において、AI・IoT・データ解析などの先端技術を積極的に取り入れ、従来の発想を超えた新たな解決策の創出や、県民サービスの質の飛躍的向上、地域の利便性向上など、時代の変化に対応した政策を推進すること。

(5) **兵庫の未来を担う人づくりの推進**

地域で活動し、地域づくりや社会活動に取り組む多様な人材同士がつながり合い、そのつながりの中で若い世代が新たに加わり育っていく仕組みを構築すること。そのために、地域で挑戦する人材同士のネットワークづくり、世代を超えた交流の場の整備、地域活動への若

者参画の促進を進め、地域全体で活力のある人づくりと地域の持続可能性の向上を図ること。

☆ 2 県政改革の着実な推進

(1) 持続可能な行財政基盤の確立

県政改革調査特別委員会での議論を踏まえるとともに、民間等の視点や資本も生かしながら、更なる県行財政全般にわたる改革を推進し、人口減少社会における時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立すること。

(2) 職員の新しい働き方改革の推進

県民本位で質の高い行政サービスの実現に向け、A I や I C T 等を活用した業務改革の推進、職員の意識改革、組織風土の醸成など、職員の新しい働き方改革を推進すること。

(3) 県庁舎等再整備に向けた検討

県民サービスの低下を招かぬため、また、来たるべく地震災害等への備えを早急に図るため、耐震性能が不足している県庁舎・議会棟の再整備を早急に進めるとともに、県庁舎・議会棟を含めた「神戸の都心の未来の姿」及び「元町山手地区のにぎわいづくり」に資する施策を推進すること。

3 地方分権改革の推進

(1) 規制改革の推進

県独自規制等の見直しやD X 技術を活用した県民サービス向上に向け行政手続きの簡素化などの規制改革を推進するとともに、市町が地域性を生かした施策を実施できるよう、県から市町に対する分権を推進すること。

(2) 市町との協働による施策の展開

県及び市町がそれぞれの役割や機能を果たしながら独自性を損なうことなく連携を一層密にし、相互に効率的、効果的な施策展開を図ること。

(3) 関西広域連合による広域行政の推進

関西広域連合による広域行政を推進するとともに、東京一極集中のリスクや災害時などの迅速な対応のため、「防災庁」の地域拠点を本県に誘致するなど、関西復権への取組を加速させること。

☆ 4 安心・安全な県民生活の確保

(1) 激甚化・頻発化する自然災害への備え

南海トラフ地震や多発する台風などの自然災害や、新たな感染症との「複合災害」などへの備えについて、管理体制や対応力の充実強

化を図ること。

(2) 再犯防止の推進による安全で快適な暮らしの実現

罪を犯した人等の立ち直りや社会復帰支援による再犯防止を推進し、「誰も取り残さない」持続可能な社会の実現に取り組むこと。

外国人等の再犯防止に関しては、法令の理解や規範意識の違いといった課題への対応や、不法滞在や偽装難民に関する国との連携についても研究すること。

5 男女共同参画計画の着実な推進

「ひょうご男女いきいきプラン 2025」に基づく男女共同参画社会の実現を目指すとともに、安心して子供を産み育てられる社会の実現に向け、性別を問わず多様な働き方を可能にし、家族が協力して家事・育児に取り組む機運醸成を図り、地域社会や民間事業を活用した家庭支援を充実させることで、子育て支援を推進すること。

6 青少年の健全育成の推進

インターネット利用対策、闇バイトの未然防止を含む非行防止対策と合わせて、地域、学校、保護者等が連携した青少年を守り育てる取組の推進と多様な体験活動の機会を創出するとともに、ひきこもりの相談や社会的自立支援策の充実を図ること。

7 人権啓発施策の推進

多様化する人権課題に対応した啓発活動を展開し、速やかな相談・救済を推進すること。

多文化共生においては、県民の理解と受容の精神を醸成することに加え、外国人等に対しても、日本の規範や文化、慣習を理解し尊重する態度を涵養するよう努めること。

1 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる支援の充実

(1) 若者の自立支援と正しい知識による健康管理を通じた少子化対策

若者の自立から家庭を持つまでの切れ目ない支援を総合的に推進すること。また、若いうちから男女ともに将来の妊娠・出産を含む健康づくりに関して正しい知識が身につくよう、プレコンセプションケアの普及・啓発に向けた取組を進めること。

☆(2) 不妊・不育や出産から子育てへ切れ目のない支援

令和7年7月に施行された「不妊症等に関する支援推進条例」に基づき、不妊症等に関する支援をより一層推進すること。

また、悩みを抱えた妊産婦のための伴走型相談支援の強化、産後ケア事業の充実、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等への支援など一人ひとりに寄り添い妊娠期から子育てまで必要な支援が実施できるよう市町と連携し、市町の支援体制整備を後押しする取組を進めること。

(3) 待機児童解消と保育人材の確保及び質の向上

待機児童は都市部を中心に依然発生しており、引き続き、「ひょうご子ども・子育て未来プラン〔2025（令和7年）～2029（令和11）年度〕」を着実に推進すること。また、保育士等の処遇改善や復職支援を進め、必要な保育人材・保育の質を確保できるよう支援するとともに、市町や保育関係者と連携しながら保育所等の多機能化も含め、持続可能な保育提供体制を構築すること。

(4) 全ての子育て家庭を支援する仕組みの充実

「こどもまんなか社会」の実現のため、地域子育て支援拠点や一時預かり、病児・病後児保育、育休を取りやすい環境づくり、経済的負担軽減策の充実など、子育てに携わる方が子供とともに成長し充実した生活を送れ、全ての子育て家庭の安心につながる支援の充実に努めること。また、令和8年度から全ての市町で本格実施される「こども誰でも通園制度」の円滑実施にむけ支援を進めること。

2 虐待・DV防止対策の推進・強化

☆(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止24時間ホットラインの設置運営、こども家庭センターの体制強化など、見守り支援体制を強化し、警察との緊密な連携を図るため児童虐待事案に係るリアルタイム情報共有システムへの政令・中核市の参画を進めること。特に、明石市にある中央こども家庭センターの老朽化へ対応するため、更新整備の検討を進めること。

また、親子の関係性、子供との関わりを学ぶペアレントトレーニングの普及や一時保護所の体制強化を進めること。

(2) 高齢者・障害者虐待防止の推進

高齢者・障害者虐待の未然防止のため、虐待防止及び養護者支援に関する広報・啓発活動や市町や民間団体との連携強化、専門人材の確保及び資質向上を図るための研修等の取組を推進すること。

(3) DV防止対策の推進

DVに係る相談対応から一時保護、自立支援まで切れ目のない支援を実施し、市町や民間団体等多方面の関係機関と連携した総合的な取組を推進すること。

3 社会的養護の充実

(1) 里親・特別養子縁組制度の普及

「兵庫県社会的養育推進計画」に基づき、里親の開拓、研修、委託後の支援など、公民連携により、社会全体で子供を育む環境整備に取り組むこと。

(2) 児童養護施設における支援

児童養護施設等の退所者（ケアリーバー）の実態を把握し、自立に向けた適切な支援策を講じるなど、支援体制の強化を図ること。

4 社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上

(1) 包括な支援体制の整備促進

① 地域包括ケアシステムの推進

高齢者の地域生活を支えるため、在宅医療と介護の連携強化、地域住民のニーズを踏まえた地域貢献活動（移動支援、見守りなど）を行う「地域サポート施設」の拡充など、医療・介護・予防・住まい・生活支援等が地域で総合的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進すること。

② ヤングケアラーへの支援体制の構築

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供（ヤングケアラー）の支援にあっては、福祉・教育・医療等の関係機関の連携により、包括的な支援体制を構築すること。

③ 生活困窮者・世帯等への総合的な支援

生活困窮者の自立支援や生活困窮世帯等の子供が健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等がなお一層図られるよう、教育費負担軽減、こども食堂等生活の安定のための支援、保護者の就労支援など総合的な対策を講じること。

(2) 福祉人材の確保・育成

要支援・要介護認定者数の増加に対処できるよう、離職した人材の再就業支援や外国人を含む多様な人材の参入促進による介護人材の量的確保、定着支援を推進するとともに、キャリアアップ支援やノーリフティングケアの推進、介護ロボット・ICTの導入支援等による介護現場における負担軽減を進め、学校訪問出前講座など介護業務のイメージアップを図り、福祉人材の離職防止や質的向上を支援すること。

(3) 民生委員・児童委員への必要な支援

高齢者・障がい者、子育て世帯の訪問や見守り、住民からの相談対応、関係機関との連携など地域福祉の向上に必要な役割を担っている民生委員・児童委員について、活動の充実を図るために必要な支援の充実やあり方等、現状の課題について検討を進めること。

5 医療確保と健康づくりの推進

(1) 医療提供体制の整備推進

① 地域完結型医療の構築

地域医療構想については、「兵庫県保健医療計画」に基づき地域で必要な医療を受けられる「地域完結型医療」構築のため、県のリーダーシップと県民の理解の下、国・県・市町と医療機関等が連携し、回復期病床の確保等各病床機能・地域における計画的な医療資源確保・配置に取り組むこと。

② 人生会議：アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発

もし医療や介護が必要になった時、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する人生会議：ACPの取組について、各市町や医療関係者との連携のもと普及啓発に取り組むこと。

③ へき地医療を重点とした医師の確保と研修制度の充実

大学医学部と連携した、へき地勤務医師の養成・確保、県職員としての研修医採用、兵庫県医師会が行うドクターバンク事業や女性医師確保へ向けた離職防止・復職支援、医師の働き方改革の推進、地域に応じた各種研修制度の充実等に引き続き取り組むこと。

また、医師の地域偏在・診療科偏在の解消をさらに進めるため、産科医等の専門医への研修資金貸与などに取り組むとともに、新専門医制度について、偏在が助長されないよう適切に制度を運用するよう国に強く求めること。

④ 看護職員等医療人材の安定的な確保対策

看護職員の安定的な確保に向けて、離職中でも受講できる医療知識等の研修の実施や院内保育所の運営支援、ナースセンター事業等による再就業者数の増加等、離職防止・再就業支援対策を強化すること。

薬剤師や歯科衛生士・歯科技工士等をはじめとする医療人材についても、必要数の確保に向けた各種対策を進めるとともに、医師・看護師の負担軽減を図るため看護補助者・医療クラークの活用や ICT の更なる活用など医療機関における勤務環境の改善に対する支援を充足させること。

⑤ 感染症等疾病対策の推進

神戸大学と連携した「兵庫県感染症対策センター」の運営による新興感染症への対応体制の強化や、各感染症に対しても予算を十分確保し、予防やまん延防止などに迅速かつ的確に対応すること。

(2) 県民の健康づくりの推進

① 健康づくりのための活動の推進

県民の健康寿命の延伸を目指し、「兵庫県健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病予防、受動喫煙対策、歯と口腔の健康づくり、フレイル対策などの県民の健康づくり活動を支援し、二次医療圏域間における健康寿命の差の縮小を図ること。

② 食生活からの健康づくりの推進

栄養バランスに配慮した食生活の実践による健康づくりを推進するため、産学官等が連携した「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」の取組の拡大や、自治体・教育・保育関係者、農林漁業者・食品関連事業者・医療関係者等が連携し、地域の特性を活かした食育に取り組むこと。

(3) 認知症対策の充実・強化

国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」・「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪として、認知症への理解を深める「認知症カフェ」の取組や認知症サポーターの養成と見守り活動の推進、早期発見・治療の推進、かかりつけ医の養成や相談・見守り体制の構築等、地域におけるケア体制の充実などを図ること。加えて、「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」を中心とした若年性認知症への対応強化に努めること。

(4) 心の健康づくりの推進と孤独・孤立対策の推進

① 自殺防止対策の推進

「自殺対策基本法の一部を改正する法律」や「兵庫県自殺対策計画」に基づき、こころの健康に関する普及啓発や相談・支援体制の充実、関係機関・団体等との連携強化、こども・各年齢階層別に応じた自殺防止、悩みを抱える人の孤立防止、効果的なメンタルヘルス対策など総合的な心のケアを推進すること。

② ひきこもり対策の推進

自立相談支援機関とひきこもり支援機関の連携を図り、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、社会参加や家族支援、就労支援等、より良い支援を進めていくこと。

(5) 医療費適正化に向けた取組について

医療費適正化に向けた自治体の取組を点数化する保険者努力支援制度の取組を強化すること。

6 がん対策の推進

(1) 緩和ケア提供体制の整備

がん対策推進条例に基づき、予防、がん検診の受診率向上による早期発見、働きながら治療を受けられるよう事業者の理解促進、医療体制の充実、ターミナルケアにわたる総合的ながん対策を推進すること。また、県立がんセンター等の「がん診療連携拠点病院」を中核とした診療ネットワークの強化や、専門的ながん医療の提供はもとより、診断の時から適切な緩和ケアが提供される体制整備の推進や心のケアの充実、在宅医療の支援、各種情報の収集・提供により地域における診療の充実・強化を図ること。

(2) 県民から求められるがん医療提供体制の向上

県立粒子線医療センターのあり方検討報告書の内容を踏まえ、県民に求められる医療の提供と、安定した経営基盤の確保との両立が可能な範囲を見極めつつ、必要ながん治療機会の確保に努めること。

7 障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進

(1) 障害者等の自立支援

ユニバーサル社会の実現に向け、「ひょうご障害者福祉計画」に基づき、農福連携の推進による就労の場の確保やパラスポーツ・芸術文化活動の振興などを通じた障害者の自立・社会参加の促進、障害者の在宅・施設福祉や相談・助言体制、安全確保対策の充実、手話の普及やICT活用等によるコミュニケーション支援体制の構築、医療・介護用ロボットの研究開発を着実に推進すること。

☆(2) ユニバーサル社会づくりの実現に向けた環境整備

大阪・関西万博を契機としたユニバーサルツーリズムの更なる推進、手話施策推進法に基づく合理的配慮など、ハード・ソフト両面での環境整備を推進すること。特に、ユニバーサルなスポーツ施設検討会の内容を踏まえ、中核拠点施設として「ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）」の具体的な整備計画を進めること。

(3) 早期の療育開始に向けた支援提供体制の整備

障害児の将来の可能性を広げるためには、早期の療育開始が重要であることから、精度の高い検査機器の導入支援など早期発見・早期療育を推進するとともに、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携強化を図り、新生児期からの切れ目ない支援に向けた取組を進めること。

8 県立病院の構造改革

(1) 病院事業における経営基盤強化

県民の命を守るために必要な政策医療を提供していくためにも、第5次病院構造改革推進方策に基づき、病院事業全般にかかる構造改革の取組を着実に推進すること。また、各地域に必要な医師・看護師等の医療人材を確保・育成し、安定した医療提供体制のもと、経営改善策を着実に実施し、点検・評価すること。今後の新病院・建替整備についても、健全経営の確保に配慮しつつ着実な推進を図ること。併せて、安定的な地域医療体制の確保に向け、国へ診療報酬の改定など支援の充実を一層働きかけること。

(2) 良質な医療サービスの提供体制整備

県民の医療ニーズの高度化・多様化を受け、高度専門・特殊医療の充実を図るとともに、医療安全対策の推進、ICTを活用した情報連携による医療機関間の連携強化、公費負担医療のマイナ保険証対応等更なる患者サービスの向上、緊密な地域医療連携のもと、遠隔地の県民にもより良質な医療を提供できる体制を、タスクシェアを進めつつ整備すること。

9 生活衛生の推進

(1) 食の安全安心の推進

HACCP に沿った衛生管理の推進、消費者、食品関連事業者、専門家など関係者が相互に情報、意見を交換するリスクコミュニケーションの促進等、食の安全安心対策を総合的に推進すること。

(2) 動物愛護管理対策の推進

動物の愛護と適正な飼養について県民への普及啓発を推進するとともに、猫等の繁殖制限対策(不妊去勢手術)支援の充実を図ること。

1 新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環の推進

☆（１）地域経済の活性化と多様で安定した雇用の実現

時代の変化を見据えて、地域経済と雇用を支える中小企業、小規模事業者に対して適宜・適格な総合的支援により地域産業の振興を推進し、地域経済全体の活性化、多様で安定した雇用就業の実現に取り組むこと。

（２）長引く物価高・円安や人手不足等の影響を受ける中小企業・小規模事業者や個人事業主への支援

長引く物価高騰や円安、人手不足に加え、頻発する自然災害等、様々な経済状況悪化のリスクに備え、これまでの融資枠を確保するとともに、中小企業のノウハウや技術を次世代へと受け継ぐための円滑な事業継承に向けた支援など、状況に応じ迅速に取り組むこと。

2 地域を支える産業・地場産業等の振興

☆（１）優れた技術や製品等の高付加価値による地域産業の競争力向上

高い技術力や伝統技術を持つ「地場産業」の振興や、特色ある技術やアイデアを持つ「オンリーワン企業」の育成、テレワークなどＩＣＴを活用した働き方改革の推進等に取り組むほか、ＳＤＧｓの取り組み深化を促すために宣言企業を県が評価・認証するなど、地場産業から地域産業、県内産業へと持続可能な競争力向上を図ること。

（２）商工会議所、商工会への支援の充実

地域経済の活性化の促進に大きな役割を担っている商工会議所、商工会について、経済団体の維持・発展を支援するための施策及び体制の更なる充実を図ること。

（３）工事や役務などの官公需に対する県内中小企業者の受注機会確保

県内調達率の現状を把握するとともに、適正な達成目標を設定し、目標達成に向けて取り組むこと。

3 成長産業の創出・育成

（１）本県の特性を生かした次世代産業の育成

大型放射光施設ＳＰｒｉｎｇ－８やＸ線自由電子レーザー施設ＳＡＣＬＡ、スーパーコンピュータ富岳等の先端科学技術基盤に加え、優れた交通・物流インフラを有する本県の特性を生かし、ロボット・ＡＩ・ＩｏＴ、航空・宇宙、環境・水素等新エネルギー、健康・医療、等の次世代産業の育成に取り組むこと。

(2) 商品開発や新技術の導入支援

新商品の開発や生産性を高める技術の導入等の経営革新、5GやAI・IoT等の技術の導入、生産拠点整備等サプライチェーン対策の取り組み等の支援を図ること。

(3) スタートアップ支援の強化

若者起業人材の育成や、起業プラザひょうごを核とした新たなビジネスの創出に取り組む起業家への支援を行うとともに、起業家・事業者等が有する技術を活用し、県内の社会課題・地域課題の解決を図る協働実証を支援するなど、多様なスタートアップ支援を推進すること。

4 産業人材の確保・育成

(1) 県内企業の人材確保、就職促進

奨学金返済支援制度の成果を部局横断的に検証するとともに、成果に応じた更なる拡充に取り組むこと。加えて、県内企業とのマッチング支援等による理工系人材の獲得、高校生の県内就職促進など、中小企業の人材確保や賃上げ促進、若者の県内就職・定着に向けた支援を推進すること。また、高度な知識や技術を有する優秀な外国人人材の獲得支援に取り組むこと。

(2) 女性の就労促進

人手不足の解消や競争力強化に向け、ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及啓発に取り組むほか、女性活躍の場が広がるよう、誰もが働きやすい職場環境の充実、女性の賃金向上に向けた支援を推進すること。

(3) 新たな産業に対応した人材の育成

産業構造が変わり産業モデルが刷新される中で、AI・IoTなどの新たな産業に対応したDX人材の育成支援に取り組むこと。

☆ 5 兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大

(1) 兵庫の魅力を盛り込んだツーリズムの展開

他府県との連携による広域プロモーションやOTAなどのデジタルマーケティング等を活用したインバウンドプロモーションを推進するとともに、ひょうごフィールドパビリオンとして県内各地で磨き上げを行ってきた体験型コンテンツを一層活用し、各地域での点と点の活動を一つの線につなぐ横展開の取り組みにより、環境・経済・文化を守り育むサステナブルツーリズムを推進すること。

(2) 県内地域間の交流人口の拡大

都市部への雪山体験のアプローチなど、県内の各自治体や観光協会のマッチングなど具体的な仕掛けにより、都市部と多自然地域、或いは五国それぞれの魅力や面白さの発見を促す取組を進め、県内地域間の交流人口拡大を図ること。

(3) ユニバーサルツーリズムの推進

高齢者・障害者等が円滑に旅行できる環境整備のため、ソフト・ハード両面からの支援により宿泊施設の取組を促進するとともに、旅行者が容易に情報収集できるよう取り組みの「見える化」等、ユニバーサルツーリズムを推進すること。

(4) 観光振興の実効ある施策を推進するための評価指標・目標設定

フィールドパビリオンの観光における成果を適正に検証し、各地域の取組を後押しするため、評価のための経済指標及びエリアごとの目標設定等について研究すること。

6 国際経済活動の展開

(1) 国際社会への対応検討

米国の関税政策等、国際情勢が県内企業に与える影響に対応し、資金援助や融資制度、サプライチェーンの強化等、県内企業を支援するための方策を進めること。

(2) 国際交流のあり方検討

経済、観光、教育など各分野における国際交流の重要性を踏まえつつ、本県の海外事務所や国際交流のあり方を検討すること。高校生の留学支援事業については、多くの寄附に表れた企業・県民の期待に応えるべく、対象者の拡充を検討すること。

1 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開

(1) 農林水産物等の地産地消、安定供給や農村振興の推進

持続可能な食料生産のため、本県の都市近郊の立地を活かしつつ、農林水産物等の高品質・安定供給や地産地消・県産県消、地域計画等を活用した農山漁村振興を図り、本県の食料安全保障確保と地域活性化との両立を通じて、農林水産業の基幹産業化を推進すること。

特に、改正された食料・農業・農村基本法や基本計画における政策実現を図るため、令和7年5月27日付けで自由民主党から政府に申し入れた「農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議」を踏まえ、県においても強力に所要の措置を講じること。

(2) 米の安定供給と資材・燃料・飼料価格等の高騰対策

国の新たなコメ政策や消費動向・実需、地域の実情を踏まえながら、酒米・加工用米・飼料用米を含む米の安定的な生産・供給に努めること。また、コスト削減に向けた技術指導、化学肥料低減技術導入、耕畜連携の推進等に取り組み、資材・飼料・燃料の過度な輸入依存の低減に努める形での資材や飼料の確保を図ること。

(3) スマート農林水産業の推進

生産性向上と持続性確保に向け、スマート技術の導入と、それらデータをフル活用した生産・流通・販売方式の転換及びこれらを支える支援サービス事業体の育成や活動の促進を目指すこと。また、特にスマート農業機械は高額であることから、国予算等も活用し、スマート農業実践者・経営体の育成、スマート技術・機械の集中的な導入・実装を促す支援を充実させること。

2 需要に応える農業の競争力強化と持続的発展

☆(1) 兼業農家など多様な担い手を育成するための環境整備

本県農業の魅力発信や、就農相談・就農体験等を積極的に推進するほか、有機農業や就農への希望者の増加等の多様化する就農形態に応えるため、県立農業大学校（有機農業アカデミー含む）の教育環境整備を強化し、生産者は勿論、普及指導員・営農指導員・親方農家等の指導者を含む多様な人材の育成や市町・農協・農林機構等と連携した就農体制の構築・強化を図ること。また、農地・土地利用も含め、兼業農家、女性農業者、親元就農を含む新規就農者、雇用就農者の確保・定着を図るための就農環境や住環境整備、移住・就農希望者への支援をそれぞれの地域事情や経営形態に応じて充実させること。

(2) 経営力強化に向けた支援体制の強化

発展段階に応じた支援による経営力強化に向けた支援体制の充実・

強化をはじめ、経営基盤の効率的な確保のため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約の促進など、効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組を推進すること。また、農業の持続的経営と活動組織の広域化や多様な人材の参画等による農村の振興を図り、後継者育成支援・地域農村づくり等の将来ビジョン策定や地域計画変更も含め、地域計画に基づく各般の取組が円滑に進められ同計画の実現や実装に繋がるよう、県組織体制の充実、市町・関係団体・農林機構・市町農業委員会の活動を充実すること。

（３）有機農業を含めた環境創造型農業の推進

① 産地形成と流通体制の構築

有機農業を含めた環境創造型農業の農産物の生産・消費拡大に向け、量販店・実需からの受注に対応できる経営体・グループ生産体制の育成や受注・発送や生産体制を主体的に行う産地の形成、集荷・包装を含む新たな広域配送ルートモデルづくり等、生産、流通、加工、消費の拡大をより一層推進すること。

また、これらを推進する有機農業の掛り増し経費や新たな流通システム等の構築に必要な経費に対して支援を行うこと。

② 条例制定と食農教育・学校給食

有機農業を含めた環境創造型農業について、条例制定や従来の取組の強化・発展を通じて環境負荷低減や農業・農村の持続化支援への県民理解の醸成を図るとともに、県・市町・県民・事業者・関係者等が当事者意識を持って参画・行動することを促し、併せて、「兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画（第２期）」改訂等も含め、責任ある推進に向け県の組織体制や取組の実効性を担保すること。

また、次代を担う児童・生徒等を対象に、食農教育としての食育活動や学校給食の促進を図るため、有機農産物等を含む県産食材の供給増大と環境整備を推進すること。特に、生産量確保については農業高校や農業参入企業を、確実な消費拡大については学校給食・食育支援センターや企業等の CSR（企業の社会的責任）をそれぞれ活用し、環境にやさしい農法やアップサイクルで作られた農作物・食材を、冷凍加工・カット加工を用いながら、導入拡大し、食材の費用・流通・数量確保・調理の負担軽減を図ること。

（４）地球温暖化や消費者ニーズに対応した農作物の産地育成強化

主食用米・酒米や野菜・果樹等において、高温耐性や食味を向上させる品種の育成・改良や新たな栽培管理技術等の開発・導入・普及を促進するとともに、温室等の施設園芸には低コストで最適な環境制御技術の確立、野菜指定産地の育成、青果物・花きの品質向上や高付加

価値化、共同輸送や新たな需要創出に向けた取組等を推進すること。

また、県立農林水産技術総合センターを中心とする試験・研究機関の環境整備や施設維持・試験研究予算の確保・充実、農業・農村振興等の農政課題解決を総合的に支援する農業改良普及センターの体制充実を図ること。

(5) 地域の実情に沿った農業生産基盤の整備

農地等の基盤整備費は、作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畑輪換など、農地の有効利用の促進等を実現する生産基盤の整備を進めるために必要な財源であることから、引き続き国へ強く要望するとともに、スマート農業を展開するために必要な基盤整備、地域計画の実現に資する農業生産基盤の整備や更新、ため池の整備・改修、多面的機能支払制度の活用・拡充により、農用地の保全や集落機能の維持を図ること。特に、年々深刻化する災害級の渇水・高温に備え、渇水対策 BCP 策定の推進、給水車やポンプ等の機材・資材の確保、水利使用者間の事前調整等を図ること。

また、ライスセンターなど共同利用施設についても、地域農業を支える農業生産基盤であるとの認識の下、再編集約・合理化の支援も図ること。

(6) 食と「農」に親しむ楽農生活の推進

市民農園やオープンファームなど農林水産業を理解し、体験できる施設の整備・利用促進の取組として、兵庫テロワール旅やひょうごフィールドパビリオンの取組を踏まえ、交流人口・関係人口といった「農」に携わる人材の確保とシビックプライド醸成の両立・循環による農業・農村の持続的発展を図るため、本県の都市近郊の立地を生かし、農業者による農業体験の提供や農家レストランといった経営の多角化を支援すること。

(7) 棚田地域を始めとする中山間地域の振興

棚田地域を有する中山間地域は、農産物の供給はもとより、農業生産を通じた水源涵養や国土保全など多面的な機能を有していることから、「兵庫県棚田地域振興計画」に基づく都市住民や若者層への理解促進や UJI ターンと連携した取組や、野菜等園芸作物への転換、地域産物の活用・高付加価値化による雇用・所得の拡大など、棚田等の維持・保全、中山間地域の振興に向けた取組を積極的に推進すること。

また、農村振興について、農業・農村振興条例の制定も見据えて、集落機能の低下した集落を複数集落で機能補完し、農用地の保全や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティ維持に資する取組を行う組織である「農村型地域運営組織」（農村 RMO）の形成を、地域の特性に応じた形で推進すること。

(8) 都市農業の振興

都市及び都市近郊の農地は、安全・安心で新鮮な野菜等の供給のみ

ならず災害時の緊急避難場所や障害者による農作業体験への活用など重要な機能を併せ持っていることから、都市部における貴重な農地を農業生産者の生産活動への支援を通じて保全し、農業体験や農産物の学校給食への活用など地産地消の取組を進めるとともに、農業生産者と消費者の相互理解を深めるため、「県都市農業振興基本計画」に基づき対策等を実施すること。

3 持続可能な畜産の確立と酪農経営の安定化

(1) 需要に応じた生産と低コスト化による安定的な畜産経営への転換

安定した畜産物の生産確保を行うため、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の未然の発生防止等の家畜衛生対策の強化を図るとともに、国内外の神戸ビーフの需要に応えるため、畜産技術センター・北部技術センターの種雄牛管理等に係る取組強化や、但馬牛生産基盤の再構築や輸出先国の求めに見合った出荷・と畜体制の整備等を推進すること。また、乳用牛については、長命連産性に優れた乳用牛群への転換等により酪農経営のコスト削減を図ること。併せて、飼料高騰対策をしつかりと講じること。

(2) 耕畜連携の充実

高品質な堆肥の生産・加工・運搬・臭気対策を含め、畜産・酪農経営者や新規就農者が活用しやすく実効性のある耕畜連携体制の充実・普及を具体的に図ること。

4 木材の有効利用と森林の保全・再生

(1) 県産木材の利用促進と低コストの資源循環型林業の確立

「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」に基づき、県や市町の公共施設での木造・木質化をはじめ、自伐型林業の推進、木質バイオマスの利活用など木材需要の拡大を図ること。また、ICT も活用した路網の設計・施工等の生産基盤の整備や作業性に優れた高性能林業機械の導入、経営力に富んだ林業事業体の育成等、川上から川下までが一体となった県産木材供給体制の整備を進め、「植林・保育・伐採・利用」の低コストで効率的な林業生産サイクルの構築と円滑な循環を図ること。

☆(2) 新しい森林管理スキームの確立

分収造林事業を計画的かつ早期に収束させ、新しい森林管理スキームへの移行を着実に進めるとともに、ひょうご農林機構の経営の再建と安定化に必要な運転資金・事業支援・運営支援を確実に行うこと。また、県民の理解醸成の下、県民緑税の継続による「災害に強い森づくり」や「新ひょうごの森づくり」を着実に推進するとともに、森林環境譲与税を十分活用し、市町が実施する森林の整備・管理や木材の利用促進を総合的に支援するなど県の広域的先導的事業を実施すること。

5 豊かな海の再生と水産業・浜の活性化

(1) 豊かな海づくりに向けた水産資源の増殖・適正管理の推進

海底耕運やため池のかいぼりのほか、漁場への効率的な栄養添加試験など、適正な栄養塩管理等による、環境と調和した漁業生産性の高い豊かで美しい海の再生に取り組むこと。また、漁獲情報の的確な把握による資源管理や漁場の整備・環境保全を行うとともに、重要魚種の種苗生産など栽培漁業の一層の推進を図ること。併せて、水産技術センター、但馬水産技術センターによる資源量調査や新たな生産技術の開発、高温耐性に優れた種苗生産等に係る試験研究費の確保や、資源管理協定の着実な実行や外国漁船等対策を進めること。

(2) 海域特性に応じた漁業経営等の推進

① 漁船漁業の振興・環境整備

沖合底びき網漁船の建造を一層促進するとともに、新規就業者等の設備投資の負担軽減を図るため、漁業施設貸与事業による早期定着を一層促すなど、次代を担う漁業者の確保・育成に向けた取組を充実させること。また、漁港・海岸整備では、既存施設の機能強化や津波・気候変動等に対応した整備・保全を計画的に推進すること。

② 収益性の高い養殖業の強化と漁村地域の魅力を活かした海業の推進

ノリをはじめ、カキやアサリ、サーモン等の生育環境に合った新規養殖技術の開発等を図ることにより、漁業者の周年を通じた収益性を高めるとともに、消費者のニーズに対応した水産物の供給を増大すること。また、漁村地域の活性化のため地域特性を生かし、水産物の消費増進や交流促進に資する海業の取組を推進すること。

6 新たな価値創出による需要の開拓

(1) 地域の経済的利益に結びつくブランド化、6次産業化支援

生産、加工、流通、観光業者等が連携する推進体制のもと、県産品ごとのブランド戦略の策定や実践を支援するとともに、神戸ビーフやコウノトリ育むお米、酒米などのブランドや遺伝資源、知的財産的価値を認識し、県ブランド製品の更なる認知度向上と需要拡大を目指し、全国的に実施されるコンテストへの生産物や加工品の出展・評価や、ひょうご食品認証制度や地理的表示(GI)制度等の活用による差別化・優位性の確保を進めること。また、輸出やインバウンド消費の拡大に向け産地一体となって行う国内外へのプロモーションを強化するほか、生産から流通、販売までを一連のものとして捉える6次産業化の実現に向け、6次産業化プランナーの積極的な活用により課題解決を

図り所得向上につながる支援を一層推進すること。併せて、イノベーション創出や新しい農業の実践を支えるため、異業種との交流・連携を含む人材のネットワーク化も進めること。

(2) 消費者の信頼確保と県産県消の推進

安全安心に基づく県産品の消費拡大のため、併せて農産物・畜産物・水産物の安定生産・安定供給のため、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止に向けた取組を強化するほか、卸売市場のコールドチェーンの確保や HACCP 対応等の機能強化を図ること。

また、環境・経営・地域の持続と調和を念頭に、SDGs 推進と連動した企業による CSA（地域支援型農業）・CSR の展開、農林水産業・農山漁村の持続化を支える消費者マインドの醸成を図るとともに、農林水産品の適正な価格向上を推進すること。

これまでの地産地消や農業・農村への理解促進を図る幅広い取組の推進に加え、米価や食料品に関する県民の関心が高い状況にあることを踏まえ、改めて県民の農業・農村への理解と支援、県民生活に農業・農村が息づく取組を強力に進めること。

7 脱炭素の推進と持続可能な自然循環型社会の構築

(1) 地域脱炭素の更なる前進と地球温暖化対策の推進

脱炭素と経済の成長を両立するグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向け、公民連携して地域の脱炭素を加速させていくとともに、兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づき、森林やブルーカーボン等の吸収源対策や森林の J クレジット制度の活性化等の取組を推進すること。特に、住宅・事業者向けの太陽光発電設備や木質バイオマスボイラー等の導入支援により、再生可能エネルギーの普及を図り、エネルギーの地産地消を実現する地域循環共生圏の創出に努めること。

(2) 資源循環の強化

兵庫県資源循環推進計画に基づき、食品ロス削減やプラスチック資源循環の推進など廃棄物の削減と再利用、適正処理を進め、代替素材への転換や、例えば下水処理場でリンを回収し肥料として再利用する「こうべハーベスト肥料」のような優良事例を総合的に調和する形で水平展開し、有機農業に係る技術の安定化等を含め持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を着実に推進すること。

(3) 健全で快適な生活環境の保全と創出

地球環境、大気・水環境等の保全を図るため、次世代自動車の普及促進等を図るとともに、国・市町・事業者等と連携し、有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査、低濃度 PCB 廃棄物の早期処理への対応、騒音・振動・悪臭等による公害の防止、有害化学物質対策等を確実に実

施すること。特に、「不適正ヤード」対策を強化すること。また、兵庫県 SDGs 債・ひょうごグリーン県民債などのひょうごグリーンボンド（環境改善活動の資金調達のための債権）活用を通じて、県民・県内企業への SDGs 推進機運を醸成し、環境汚染の防止及び抑制対策、気候変動への対応、生物多様性保全などのグリーン化を推進すること。

（４）多様な主体との協働による環境保全・創造

持続可能な社会の実現をめざす人づくりを推進するとともに、カーボンフットプリントの普及にも努め、地域住民や団体、行政、企業等が連携した環境美化活動や学習拠点の整備など、環境学習・教育の総合的な推進を図ること。

8 人と動植物の共生と豊かな自然の保全

（１）生物多様性保全の総合的推進

「生物多様性増進活動促進法」や「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動や県民参加の里山・里海の再生活動、栄養塩類の適正管理等を促進するほか、ため池の治水活用による災害対策や都市緑化など生態系を活かした防災・減災への理解促進を図ること。

☆（２）外来種対策の横断的かつ総合的な推進

関係部局間の連携のもとに設置した防除対策会議を中心に、市町や民間団体等と連携・協働しながら、県民局環境参事に事務・権限を与え、発生地域においては部局横断で実効性のある対応がとれるよう体制・人員・予算を整備し、国等の知見を活用したナガエツルノゲイトウやクビアカツヤカミキリ・アカミミガメ等の特定外来生物対策を更に強化し、具体的行動に基づく対策効果の検証・改善を図ること。

また、侵略的外来種の侵入・定着を防止する取組や早期対応の普及啓発及び県民の対策主体としての参画や育成を積極的に進めること。

（３）野生鳥獣による被害防止総合対策の推進

① 野生鳥獣による被害防止対策

獣害防護柵の設置支援並びに既設施設の維持補修支援をはじめ、市町との連携、ITC や GIS を活用した野生鳥獣被害防止対策の推進、捕獲報奨金制度による捕獲促進、集落への鳥獣対策の専門家派遣等を進めるとともに、集落・市町境を跨ぐ広域における鳥獣被害対策の体制整備の更なる充実強化を図ること。

② 狩猟者確保・育成に向けた取組の推進

人と野生鳥獣との調和のとれた共存を図りつつ、市町・警察や県猟友会とも連携した狩猟者の確保・育成対策や狩猟免許の取得促進に取り組むとともに、「兵庫県立総合射撃場」において、実践演習・研修等を通じた捕獲技術者・指導人材の育成を図ること。

1 自然災害に備える強靱な県土の構築【備える】

(1) 地震・津波対策の一層の推進

防潮堤等の嵩上げや防潮水門の整備など緊急かつ重要な津波対策、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響の大きい道路の橋梁耐震補強や法面防災対策を引き続き計画的に推進すること。さらに、ハード面における情報インフラ防災の在り方について研究すること。

(2) 総合的な治水対策及び土砂災害対策の一層の推進

河川改修、既存ダムの有効活用、堆積土砂撤去等の事前防災対策、防潮堤の整備等の高潮対策、ため池治水活用等の流域対策などによる総合的な治水対策、また、砂防えん堤整備等の土砂災害対策を推進すること。

(3) 減災のための情報発信の充実

河川氾濫や土砂災害が懸念される際に、県民や市町が的確に避難判断や行動ができるよう、河川氾濫予測システム等の警戒避難活動に役立つ予測システムの構築・活用や、河川ライブカメラ画像の配信の拡充など、減災のための情報発信をより一層充実させること。

2 日常生活や交流を支える社会基盤の充実【支える】

地域の交流を支える幹線道路の整備と日々の暮らしを支える生活道路の渋滞対策や通学路の安全対策を推進すること。また、地域ごとに異なる様々な移動手段に応じた県民の移動と公共交通の在り方などの検討について、市町との連携を図るとともに、高齢者や障害者の安全を守る公共交通のバリアフリー化やUDタクシーの導入を支援すること。地域活性化や日常生活に欠くことのできないJRローカル線、路線バスの維持・利用促進に必要な対策に取り組むこと。

3 持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成【つなぐ】

(1) 基幹道路ネットワークの充実強化

工事安全対策を確実に講じつつ、新しい東西交通軸となる播磨臨海地域道路や名神湾岸連絡線など、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する高規格道路ネットワークを早期に整備すること。

(2) 港湾の機能強化や利用促進

物流・産業の拠点となる港湾機能の強化を図る施設整備を推進す

ること。大阪湾ベイエリア活性化にもつながる、積極的なポートセー
ルスによる定期航路の開拓、船舶・貨物の誘致など物流活動の強化を
推進し、港湾の利用促進や旅客船利用者の利便性・快適性の向上とに
ぎわいの創出を図ること。また、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度
化や水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート
の整備促進に取り組むこと。

☆(3) 関西3空港の最大活用やコウノトリ但馬空港の利活用促進

神戸空港の国際化及び運用が開始された新飛行ルートによる発着
枠の拡大を最大限活用し、関西3空港の競争力を確保するとともに
増加が見込まれる国内外からの来県者に対するインフラ面での受入
体制を整備すること。加えて、コウノトリ但馬空港についても RESA
対応を進め今後の利活用を促進すること。

(4) 社会基盤インフラの適切な整備と維持管理

高度成長期に整備されたインフラに対し、施設点検や修繕・更新の
実施など、計画的・効率的に老朽化対策を推進すること。

加えて、舗装修繕や街路樹の剪定、除草や河川の堆積土砂の除去、
港湾の維持浚渫、砂防施設における土砂・流木の捕捉空間の確保等
を着実に実施すること。さらに、民間のノウハウやインフラDX等によ
る新技術の導入を促進し、道路・上下水道をはじめ良好な社会基盤の
維持管理を推進すること。

☆ 4 社会の変化に対応した取組の推進

原材料費及びエネルギーコストの世界的な上昇、円安の影響による
建設資材の高騰等の社会変化に伴う人件費、さらには工事価格の上昇
等に対応するため、入札契約制度の運用においては受注者が適正な利
潤を得られる適切な設計金額や工期を設定するとともに、県内企業の
受注機会を確保するなど、必要な措置を講じること。また、建設業の
担い手の中長期的な育成・確保に資するため、建設業における働き方
改革の推進、生産性向上、災害時の緊急対策強化・持続可能な事業環
境確保を実現し、地元企業を育成すること。

利用者のニーズに合わせて弾力的に運行できるデマンド型交通の
普及や、ICT技術を活用し複数の移動手段を一連のサービスとして
検索・予約・決済まで一括して行うMaaSの導入促進等により、誰
もが安心・安全・便利に利用できるシームレスな移動環境の実現を目
指すこと。

5 地域創生に資するまちづくり

(1) 安全・安心のまちづくり

総合治水対策・高潮対策を確実に進めるとともに、ハザードマップ
のイエロー・レッド区域の周知及び避難対策を行うこと。併せて、住

まいをはじめとする民間・公共建築物の耐震化やユニバーサルデザインを推進するとともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅改修等への支援を進めること。

(2) 環境と調和したまちづくり

グリーンインフラを推進し、都市住環境を改善すること。県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業を積極的に推進するとともに、県産木材を利用した木造建築物等の低炭素建築物や長期優良住宅の普及促進、都市部における低炭素化に資する建築物の認定制度などにより、カーボンニュートラルを目指すまちづくりを推進すること。

また、兵庫県立都市公園リノベーション計画に基づき、老朽化した公園施設の更新等に取り組むとともに、民間の優れたノウハウと投資を呼び込む新たなパークマネジメントを導入することで、県立都市公園の利活用を推進すること。

(3) 魅力と活力のあるまちづくり

令和7年度の都市計画区域マスタープラン見直しに際しては、社会変化の実情に合わせた持続可能な分散型社会への転換を図るため、各地域が活力を持って自立できる地域連携型都市構造の実現を目指すこと。また、住宅ストックの有効活用や地域の活性化を促進するため、市街化調整区域における土地利用の弾力化を進めるとともに、県・市町・民間事業者が連携し、空き家の発生予防、利活用、除却を含めた適正管理など総合的かつ計画的な空き家対策を推進すること。

(4) 地域の自立と連携によるまちづくり

住民の高齢化と建物の老朽化が進むオールドニュータウン再生に向けた取組支援や家族の支え合いに資する三世代同居のリフォームの支援、多自然居住・二地域居住の推進、空き家活用や古民家再生の取組を通して、地域特性を活かした持続可能なまちづくりを推進すること。

☆ 6 地域活力を創造する企業庁の新たな取組

兵庫県企業庁経営戦略に基づき、公営企業として効果的・効率的に事業を展開し、地域の振興、県民の福祉向上を図るとともに、自立・安定した健全経営を維持し、経営状況について県民への説明責任を尽くすこと。特に県政改革方針で示された地域整備事業会計の根本的見直しについては、更なる収益悪化等を防ぐため、慎重に進めること。

これらを踏まえた上で、淡路夢舞台や青野運動公苑など地域振興拠点施設の運営、市町等との適切な役割分担のもとでの地域創生に資する産業拠点の整備など、地域活力を創造する取組、また再生可能エネルギーへの取組や新たな産業団地の整備を推進すること。

1 ふるさと兵庫の未来を支える人材の育成

(1) 第4期「ひょうご教育創造プラン」等に基づく教育の推進

計画期間の2年目となる第4期「ひょうご教育創造プラン」に基づく取組を推進し、その理念である「兵庫が育むところ豊かで自立する人づくり」の実現を図ること。

(2) 計画的・組織的なキャリア教育の推進

若者の地域定着に向け、ふるさと意識を醸成するとともに、少子高齢化や婚期、共生社会等について自らの将来の出来事として考えられるよう、教育活動全体を通じて発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育の推進を図ること。指導に際しては、子供が将来の夢や目標をもてるよう、学校・家庭・地域が連携して取り組むこと。

(3) 地域産業に貢献できる実践的な技術者の育成

工業高等学校における電気工事や建設業等に関する実践的な技術・技能の習得や卒業生の地元就職の促進を図り、地域産業に貢献できる人材育成・人材確保に努めること。

2 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成

(1) 豊かな心を養う人権教育の推進

人権を尊重する理念への理解を深め、生命を尊重する心や他人を思いやる心を養う教育の推進を図り、北朝鮮による拉致問題等の風化を防ぐ教育に取り組むこと。また、人権教材等において誤った歴史認識や誤解を招く表現が用いられることのないよう配慮すること。

(2) 道徳教育の充実

伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度を涵養し、道徳教育の充実を図ること。道徳教育副読本を学校と家庭において十分に活用し、更なる推進を図ること。

(3) 国旗・国歌に関する教育の推進

教育基本法の理念に則り、我が国と先人が歩んできた歴史等を尊ぶ価値観を育み、平和に関する教育のあり方を検討すること。国旗・国歌を正しく理解する教育、校内における適切な国旗の掲揚と、式典や行事等で国歌が斉唱できる指導を推進すること。

(4) 有権者教育・公民教育の推進

主権を有する国民としての自覚と責任を育み、日本の領土・領海に関する認識と意識を高めるとともに、社会保障制度を理解し、生徒が

積極的に社会参画するため、政治的中立性を確保した有権者教育・公民教育に取り組むこと。

3 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

☆(1) 総合的な学力向上対策の充実

「ひょうご学力向上推進プロジェクト」、「兵庫型学習システム」、「ひょうご学力向上研究事業」等を推進し、総合的な学力向上対策の充実を図ること。また、小中学校における総合的な学習の時間や教科横断的な学習におけるSTEAM教育の可能性について研究すること。

(2) 国際的に活躍できる人材の育成

より実践的な語学教育や課題発見・解決能力の育成を進めるとともに、日本と世界の歴史の理解を深め、日本人としての自覚と誇りを培い、グローバル化に対応した、国際的に活躍できる人材の育成を図ること。

(3) 児童生徒の体力・運動能力の向上

児童生徒の体力・運動能力の向上を図る施策の推進と部活動等における健康指導の充実強化を図ること。

(4) 食育の推進

地域の農林水産物を使った学校給食等、教育活動を通じた食育の推進を図ること。

(5) 幼児教育の推進

幼児教育の重要性を認識し、幼稚園、保育所、認定こども園における教育の一層の推進を図り、幼児教育センターの設置等を検討すること。

(6) 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進

「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、また地元住民・自治体をはじめ関係者の意見を十分に踏まえながら、五国にふさわしい適正規模や配置等を適切に推進すること。

☆(7) 私立学校、各種学校に対する適切な支援

公教育の一翼を担う私立学校教育の充実支援や保護者の負担軽減、専修学校・専門学校・各種学校に対する補助金制度の充実や事業への支援等、本県の学校が魅力を高め「選ばれる学校」になるよう引き続き適切な支援を図ること。また、県立専門職大学の運営や県立高等学校教育改革の推進、県立高等学校の推薦入学・特色選抜の実施時期においても留意すること。併せて、朝鮮学校への補助金制度の適正化を図ること。

(8) 魅力ある県立大学づくりの推進

県内各所にキャンパスを持ち幅広い学問分野を有する県立大学の一体感を醸成するとともに、個性化・特色化、効率的な大学運営に取り組み、学生や研究者による海外との積極的な交流や先端研究を行うなど、魅力ある県立大学づくりを推進すること。

(9) 専門職大学における教育・研究活動の推進

芸術文化観光専門職大学をはじめ、大学の特色を生かした教育・研究活動を推進し、多様な主体と協働で地域課題の解決の推進に取り組むこと。

(10) 社会教育施設の整備充実・活用促進と文化の振興

県立考古博物館や歴史博物館における展示内容の中立性に努め、社会教育施設の整備充実を進めるとともに、日本古来の伝統芸能文化の振興や後継者を育成すること。

(11) 社会教育施設における学びの充実

県民一人一人が可能性を広げ、人生を豊かにするための学びの場として社会教育施設が一層活用されるよう、施設の充実や多様な学習ニーズに応じたプログラムの提供等、内容の更なる充実を推進すること。

4 すべての子供たちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実

特別な支援を必要とする子供たちの自立と社会参加を実現するため、地域人材の活用・育成について研究し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援がすべての学校園において行われるよう働きかけること。

(2) 特別支援教育への支援等のさらなる充実強化

障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解・交流を推進し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の児童生徒に対応する支援教員の配置、通級指導の充実、医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師等の配置、市町の特別支援教育への支援等を堅持し、充実強化を図ること。

また、発達上の課題を有する児童生徒の早期発見・早期対応、環境整備に努めるとともに、近年、法務省が少年院や保護観察所における指導に際して、障害特性に応じた配慮を充実強化している状況等も参考として、その取組について研究すること。

☆(3) いじめ等の問題行動への対応強化

いじめや暴力行為、薬物乱用等の問題行動への対応を強化し、SNS悩み相談窓口の拡充等、心のケアの体制を強化、安全・安心な学校

環境の整備を推進すること。また、SNS等インターネット上の誹謗中傷や人権侵害について、子供たちが被害者にも加害者にもならないための指導の普及を図ること。

(4) 不登校対策の推進

「ひょうご不登校対策プロジェクト事業」を推進するとともに、個に応じた指導・配慮に努め、早期発見と組織対応、全ての児童生徒が安心して学べる場としての学校づくりに取り組むこと。

(5) いわゆる「多様な性」の適切な取扱い

LGBT 等いわゆる「多様な性」について、極端な主張により児童生徒や保護者に誤解や不安を与えることのないよう、教育現場での「性理解」の取扱いには慎重を期すこと。

(6) 学校と地域が連携した教育の推進

コミュニティ・スクールや部活動の地域展開など、学校と地域が一体となって連携・協働する仕組みを推進すること。

(7) 防災教育の推進

阪神・淡路大震災から 30 年を経過した今、震災の記憶を「繋ぐ」という観点を加え、改めて南海トラフ地震や近年多発している風水害等の有事に備え、自らの生命を守る正しい知識や技能を身につける防災教育を推進し、地域や専門機関等と連携した防災訓練等に取り組むこと。

5 安心・安全で質の高い学びを実現する教育・職場環境の整備・充実

(1) 教育の情報化の推進

GIGAスクール構想等により整備されたICT環境の維持・改善、効果的な活用により、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導・支援、遠隔授業の活用等による学びの質の向上を図ること。また、デジタル教科書と従来の教科書との併用の効果について研究すること。

(2) 読書率向上に向けた環境整備の推進

児童生徒の読書率向上を図る上での電子書籍の有用性と課題について研究するとともに、学校図書館の充実を図ること。

(3) 信頼される学校づくりの推進と教職員の人材確保・資質向上

ICTやスクール・サポート・スタッフの活用等により各学校現場における業務改善・職場環境の改善を図り、ハラスメントや不適切な指導のない、風通しのよい職場・信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員の人材確保と資質能力の向上を図ること。

1 県民の安全を守る力強い警察活動の展開

(1) 重要凶悪事件に対する検挙活動の強化

迅速・的確な初動捜査による重要凶悪事件や連続発生事件の徹底検挙を図るとともに、防犯カメラ画像の解析やDNA型鑑定など科学捜査をさらに推進すること。

また、情報分析支援システム等を活用した犯罪関連情報の総合的な分析により、効果的・効率的な捜査を強化すること。

(2) 暴力団等組織犯罪対策の強化

暴力団の弱体化、壊滅に向けた取締りや、官民一体となった暴力団排除運動を更に推進及び定着化させること。

また、暴力団組織や匿名・流動型犯罪グループが関与する薬物・銃器事犯、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺事件への対策や、暴力団に属さない「準暴力団」、「外国人犯罪組織」等の壊滅に向けた対策を推進すること。

(3) 県民の命に関わる事案及び相談に対する迅速・的確な対応

ストーカー・DV、児童虐待事案については、事態の急展開に備えるため女性家庭センター、こども家庭センターや、民間シェルターなど関係機関と連携を強化し、認知した時点から迅速に対応し、被害者及び相談者の安全確保を最優先に考えた措置を的確に講じること。

(4) テロ対策、大規模災害対策等の推進

テロや大規模災害時に必要な警察力を確保し、救出・救護部隊の派遣や救援物資の輸送のための緊急交通路の確保、災害により倒壊等のおそれのある老朽化した交通安全施設の更新整備など、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、県民の安全を守るため、危機管理能力の向上や大規模災害等諸対策を推進すること。

大規模な会議やイベントの雑踏警備について、地域と主催者の理解が得られるよう協議するとともに、要人警護の体制づくりに努めること。

(5) 薬物対策の強化

薬物事犯の検挙人員は増加傾向にあり、その推移は深刻な状況であるため、徹底した取締りによる覚醒剤・大麻など違法薬物の供給の遮断と需要の根絶や市販薬の過剰摂取なども含めた、薬物乱用防止を推進すること。大麻事犯の検挙者のうち、30歳未満の検挙者が全体の7割を超えており、若年層に薬物の危険性・有害性を正しく認識してもらうための薬物乱用防止に向けた取組を強化・推進すること。

2 警察組織基盤の充実・強化

(1) 警察官の人材確保・育成

優秀・有用な警察官を確保するための取組強化や若手警察官の早期育成の取組推進、女性警察官の採用・登用拡大、心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進など、人材の確保・育成に取り組むとともに、不祥事防止対策の徹底による規律の向上に努めること。

(2) 警察施設等活動基盤の整備充実

警察活動や災害警備活動に不可欠な車両や装備資機材等活動基盤を計画的に整備・充実するとともに、交番や駐在所への防護板設置や、IT 化を図りネットワークを強化するなど、現場の警察官の安全対策を推進すること。

(3) 県民の理解と協力の確保

警察署協議会の的確な運営や積極的な情報公開、きめ細かな被害者支援などを推進するとともに、SNS等を有効に活用し、県民に親しみやすい情報発信を行うこと。

☆(4) 警察組織の再編整備に対する丁寧な対応

警察署等再編整備により、免許更新事務等、警察署において行う窓口業務のサービス低下を招かぬよう、その効果を検証するとともに、特に、交番、駐在所の再編整備に当たっては地域住民の声を十分汲み取って、住民の理解を着実に得るよう努めるとともに、地域に安心感を与える対策を講じ、県下全体の治安維持に寄与すること。

3 交通事故防止対策の総合的な推進

(1) 交通安全対策の総合的な推進

「ながらスマホ」の防止対策をはじめ、あおり運転等の悪質・危険運転者対策の強化、運転免許取消等行政処分の実施、頻発する高齢者の交通事故防止など、交通安全協会とも連携し、総合的な対策を堅実に推進すること。

(2) 交通指導取締りの強化と効果的な交通規制の実施

子供や高齢者、自転車利用者等を対象にした交通安全教育の充実を図るとともに、通学路における横断歩道の設置や、生活道路における通過交通抑制対策、歩行者の安全が確保できる低速度規制など、効果的な教育、啓発、規制を実施すること。

(3) 標示等交通安全施設の効果的・効率的な整備

信号機のLED化や老朽化した道路標識、標示等交通安全施設のスクラップ&ビルドによる効果的・効率的な整備を推進すること。

4 県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進

☆ (1) 特殊詐欺等の被害防止対策の推進

事案認知時等の初動対応に加えて、県と連携した外付録音機の無償配布や広報啓発活動、金融機関等と連携した水際対策のほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止のため、特殊詐欺対策との一体的な取組強化をさらに推進すること。

(2) 地域住民と協働した犯罪抑止活動の推進

制服警察官のパトロールなど警察官の姿を見せる活動と地域住民による自主防犯活動の融合により、地域の犯罪情勢に即した効果的な防犯活動を推進し、そのためにも防犯協会の活性化にも取り組むこと。また、女性が気軽に相談できる環境整備を推進し、安全啓発活動をより一層強化するとともに、近年課題となっている外国人等による犯罪の抑止についても効果的な対応を研究すること。

(3) きめ細やかな被害者支援の推進

被害者等に対しては、被害者支援関係団体との連携強化を図り、被害者等の要望に応じたきめ細やかな被害者支援を推進すること。

5 青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進

(1) 非行の未然防止や再非行防止に向けた対策強化

青少年の街頭犯罪や大麻等違法薬物などに対する検挙・補導活動を強化するなど、健全育成に向けた非行防止対策や保護対策等を総合的かつ効率的に推進すること。

特に、特殊詐欺に加担して検挙される少年が後を絶たないことから、引き続き効果的な啓発等の取組を推進すること。

(2) インターネット利用に起因する犯罪被害の防止

インターネット上の違法薬物販売や闇バイト、援助交際などの危険性やモラルについて教育機関等と連携し、積極的に啓発活動を行うとともに、県等と連携し、未然防止策の徹底と効果的な取締りを強化すること。

また、SNS等を利用した児童買春・児童ポルノに係る自画撮りなどの犯罪被害に遭う事件や、誹謗中傷の書き込みなど、インターネット利用に起因する犯罪被害の防止対策を引き続き推進すること。

☆ 6 サイバーセキュリティ対策の推進

サイバー犯罪や世界的規模で頻発するサイバー攻撃といった深刻化するサイバー空間の脅威に対処するための高度な能力を有する人材の育成をはじめ、総合的なサイバーセキュリティ対策を推進すること。